

「実践モデルプログラム」の使い方

島根県では、平成18年4月からの介護予防事業開始後、「介護予防評価・支援委員会」を設置し、介護予防事業の実施状況の把握や課題を整理し、県独自の評価項目による評価分析などを行ってきた。

平成22年3月に「島根県介護予防事業支援マニュアル（実践プログラム編）」を作成したところであるが、今回、具体的に取り組んでいる市町村の協力のもと、マニュアルの修正を行った。県内の実施状況等を参考に、プログラムを「運動器の機能向上」「口腔機能の向上・栄養改善」の2つに再構築し、標準的な内容を示すこととした。具体的には、対象や回数等実施方法が異なる中でも一定の評価ができるよう、事前・事後のアセスメントと評価の方法について提示した。

本マニュアルを参考に、市町村の実情に合わせた、効率的で効果の上がる介護予防事業の実施に役立てていただきたい。

【介護予防事業実施の流れ】

※事前アセスメント



（個別サービス計画の作成）

プログラムの実施★



（モニタリング）

※事後アセスメント・評価

運動器の機能向上

口腔機能の向上・栄養改善

【実践プログラム編の内容】

※アセスメント・評価方法の提示

★参考プログラムの提示

【介護予防のねらいと評価について】

介護予防は、単に運動機能や栄養状態等の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活行為や社会参加といった生活機能全般の向上を図ることにより、高齢者1人ひとりの生きがいや自己実現を支えることが、最も重要なねらいである。

介護予防事業へ参加することにより、短期的には、目標としている機能の維持・向上が期待できるが、長い目で見ると、高齢者の場合、加齢の影響による機能の低下は避けられず、常に、右肩上がりの評価を行うことは困難な場合も多い。

目指すところは、自分の機能や能力などを正しく理解してもらうこと（行動変容のきっかけづくり）、それにより行動変容する人が増えること、不安やあきらめていたことに自信をもってもらうことが重要であり、個々人の機能評価を行う目的もこの点にあることに留意し、本マニュアルの活用をお願いしたい。

【プログラムの活用にあたって】

今回提示したアセスメント・評価票の活用にあたっては、生活機能評価の結果や利用者の基本情報並びに介護予防サービス・支援計画の内容等を踏まえつつ、治療中の疾病等の医学的な情報を収集するなど、必要に応じてかかりつけ医との連携を図りながら実施していただきたい。また、プログラムへの参加に関する対象者の同意については、様式に含まれていないため、各市町村の判断により適宜実施していただきたい。

また、集団として取り組むことで、利用者同士の相互作用が効果的な結果をもたらした事例もあることから、自主的な活動につながる効果があることを考慮の上ご活用ください。